

業務仕様書

1 業務名

円山球場報道室漏水保全業務

2 業務目的

円山球場の報道室において、漏水が発生していることから保全を行う。

3 履行場所

円山球場（札幌市中央区宮ヶ丘3番地）

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月14日(火)まで

※現地作業は、供用期間外(令和4年10月17日以降)に実施すること

なお、供用期間外には、スコアボード改修工事を施工しており、報道室内においてもスコアボード機器の更新作業を行うことから、作業範囲や搬入経路の重複、更新した機器の破損等がないように注意すること

※履行期間内にマニフェスト伝票(E 票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと

5 業務内容

施工位置は、別紙「施工位置図」参照。

(1) 既存天井解体 13 m²

・建設年度より、岩綿吸音板はレベル3のアスベスト含有建材として除却すること。

(2) 火災感知器脱着 1 個

・スポット型感知器(差動式2種、露出形)を取外し、復旧する。

(3) 電気設備脱着 1 式

・作業の支障となる照明器具やコンセントの配線等を取外し、復旧する。

・照明器具は、現在と同じ位置への復旧を原則とするが、現在と同じ位置への復旧が困難な場合は、天井に取り付けること。

・コンセントの配線は、今後の改修が行いやすいように、天井内に埋め込まず、露出して復旧すること。

(4) 漏水受け製作・取付 2ヶ所

・漏水受け寸法 2100 mm×1600 mm H150mm 2 個

2250 mm×1250 mm H150 mm 2 個

※建物が弓形状のため、詳細な寸法は現地をよく確認すること。

・漏水受けの構成、材質については、別紙「漏水受け製作イメージ図」を参考とする。

(5) 天井内水切り材取付(材工共) 29m

- ・躯体を伝って落ちてくる漏水を漏水受けに流し込むため、天井内に水切り材を取付ける。
[想定材料] アルミアングル材 1×20×20
- ・アルミアングル材とコンクリートの取合う部分は、変性シリコーン系のシーリング材でシーリングを行う。

(6) 排水管、排水用ポリタンク取付(材工共) 1式

- ・漏水受けで集めた水を排水する管と漏水を貯めるポリタンクを設置する。
[想定材料] 硬質ポリ塩化ビニル管、ポリタンク 100
- ・排水管は、固定金物で壁等に固定する。
- ・天井高さは、別紙「展開図」参照。

(7) 天井仕上げ材取付(材工共) 13 m²

- ・漏水受けに天井下地材を取付け、せつこうボードと岩綿吸音板で天井を仕上げる。
- ・壁、柱、梁との取合い部分には見切り材を設ける。

(8) 養生・清掃 1式

(9) 産業廃棄物処理費 1式

(10) 留意事項

- ・現地調査を行い、各所の寸法、施工場所の現況をよく確認すること。
- ・報道室内の平均天井高さが2.1m未満としない計画とすること。
- ・特記のない事項は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、平成31年版)による。

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
	業務計画書	
	漏水受け製作図	
完了時	完成図書 (以下の書類を綴じる) ・業務計画書 ・漏水受け製作図 ・写真帳 ・マニフェスト伝票の写し	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること ・承諾済みのもの ・承諾済みのもの ・履行期間内に E 票も含めて提出すること
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (5) 石綿含有建材の除却及び処理は、関係法令に基づき、適切に除却及び処理すること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。